

## 箕輪町環境審議会（第1回）議事録

日時 令和5年11月27日（月）

午後1時30分～

場所 箕輪町役場 講堂（3F）

### 【委員委嘱】

委嘱書は机上配布

### 【審議会】

#### 1 町長挨拶

本日はご出席いただきましてありがとうございます。

また、委員をお引き受けをいただきましてありがとうございます。

基本的には環境基本計画や地下水の採取等についてご審議をいただくということであり、ますけれども、太陽光の関係はまさに環境問題であり、ますけれども、本日はその件についてご相談をさせていただくということでもあります。

昨年の12月に環境審議会を開きまして町独自の条例の制定をしたいということをお願いし、議論を進めたいということでありました。その中で国への県の動きが様々であり、市町村で単独で太陽光に関わる条例を作っているところでもトラブルとか問題が発生しているということがありましたので、単に審議会だけで条例設定をするのではなくて下部組織として特別委員会を設置して問題とか課題とかそういったことを調査研究した上で環境審議会に持ち上げ町としての条例制定をしたいということをお願いしてご了解をいただいたところではありますが、その後大変大きく状況が事態が変わってまいりました。

その一番大きな変化といいますのは長野県が条例を制定するというのに踏み切ったということがありまして、その県の条例と町の独自条例がいわば両立できるかどうかという問題とか、条例の内容が次第に明らかになってきて、その点どうするかということをお願い委員会の方で検討させていただきました。

特別委員会で検討調査検討をさせていただいた研究結果について果実報告をいただきました。

その間、県では9月に条例が制定をされたということでありまして、町として今後どうするかということをお願い審議会にお諮りをするということでもあります。

もちろん基本的なスタンスは特別委員会で検討された結果をもとに進めていきたいというふうに考えております。

その点について今までの経過を含めて、担当課から本日ご説明をいただいて、その上でご意見を賜ればというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。  
一応町としての条例が不要という検討結果になっております。その際いくつかの問題点とか指摘もいただいています。それらをクリアにしながら、町としての対応を決めていきたいというふうに思っていますので、その点についてご協議をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

## 2 箕輪町環境審議会設置に関する条例について

環境保全条例の代18条で環境保全に関する必要な事項を調査審議するために環境審議会を設置すると、審議会設置についての規定がありまして、第19条は審議会の任務について、第20条は組織についての規定となり、委員は15名以内で組織し、町長が任命するとなっております。

この環境審議会委員は箕輪町地下水保全審議会委員も兼ねていただくようになっておりますが、地下水保全審議会委員の規定は地下水保全条例の第16条のところに記載がございます。

地下水保全審議会委員は箕輪町環境審議会委員をもって組織するということになっておりますのでご承知おきいただきたいと思います。

町内の環境保全や地下水資源の保全に関することについてご審議いただきご意見をいただく会となっております。定期的に行うものではなく審議が必要な事案が発生したときに開催をさせていただくようになりますのでご承知ください。

条例審議会の説明は以上となります。

## 3 自己紹介

### 4 会長・副会長の選出

会長 中村和年さん 副会長 浦野憲仁さん

### 5 会長・副会長あいさつ

### 6 これまでの対応経過等・届出状況について…資料1・2

ゼロカーボン推進室長 川合から資料1・2を説明

(質疑)

・届出がなくて設置される例はあるか？

→実際はあると思っている。屋根部分はあると思っている。

## 7 長野県地域と調和した太陽光発電事業の推進に関する条例について…資料3・4

## 8 地上設置型太陽光発電設備の条例化等に係る特別委員会報告について資料5・6

一括してゼロカーボン推進室長 川合から説明

(質疑)

・資料5(特別委員会報告(4))の出席者した区長が議事録の確認を証明するという話になると、そこで区長が認めたような形になってしまうため、これは町の方でこれから検討してもらえるのか?

→検討します。

・区長にあんまり負担がないようお願いしたい。

→承知した。

・委員長:県の方が当初条例を作らないということで町の方で動き出したけれども、県の方が急遽作るということに方針が変わったため、特別委員会で県のもの町のもの进行比较したところ、その追加したりすることもないから、基本的には県の条例を使っていくというような趣旨でよろしいですか。

→そのとおりです。

## 9 協議事項

### (1) 町の方針について

ゼロカーボン推進室長 川合から資料7により説明

本日ご協議いただきまして、この審議会における協議、またご意見等も踏まえつつ町としての対応を最終決定していきたいと思っておりますので、ご審議のほどよろしく願いします。

会長:今町の方針が資料7で出されましたが、これにつきまして質問意見等ございましたらよろしく願いします。

(質疑・意見)

・資料6の町のガイドラインはどうなるか。

→このガイドラインは県条例でいく方針となり、先ほど説明した事務処理特例を県から町が受けると、このガイドラインは失効する。

・ 県条例に沿ってやれば、土砂災害とかは大丈夫だと思うが、景観については具体的にどう対応するのか。

→景観は正直難しいところがある。県の景観条例で基準があり、ある程度の基準を作るようだが、ただ確実にこうだとうたい切れなと思われる。県では県の景観条例なども踏まえつつ、細部を詰めて整備するというふうに言われている。

・ もし設置を禁止するとしたら条例を作らないと禁止できないのか。禁止区域を作れるのか。

→町で設置を禁止する区域を作るとなるとそういうことになるが、景観を守るためだけで、人の財産に制約をかけるのは非常に無理がある。個人の財産権の問題がある。県が禁止区域を設定している所は、明らかに法令上、例えば他の建築物を作ろうとしても土砂災害が起きるから作れないというところを原則禁止として設定している。個人の財産であっても。景色がいいからというだけでは、非常に無理があると言われている。

・ 区の役員が説明会に出席というようなことになると、一般住民とは少し違う観点で見なければいけないと思う。何を見たらいいか。話しのあった草刈の問題、雨水排水の問題、河川やゴミが詰まるようなことのないようになど。チェックするような形をとれたらと思う。

→実際あった福与区の場合、事業者と協定を結び、管理のことだとか、道路から何メートル下がってくださいとか、結構何項目もあった。

特別委員会の方からも何かチェックリストみたいなものがあつた方がいいかもしれないという意見もあつたので、今のご意見も含めて検討したい。

・ 説明会の中で地域の要望が出た場合には、お互いに納得する内容であればいいが、対立点が出たような場合はどうやってその処理していくのか。非常に難しいお話だと思います。

→極端な例だが、根拠なく何でも反対という意見に対しては、県の考え方ではでは回答しなくていいということも言われている。つまり事業者が努力しても努力しても解決しないもの、嫌いだからというのは意見出されてもこれに対して回答しなくてもこれはやむを得ないと。

・事業者側が努力すれば何とかなるものであれば、極力何とかしてもらいたいのは当然あると思うが、どこまでが限界なのか。

→例えば莫大な費用をかけなければならないものなどは、現実には難しいだろうと思います。敷地から下がってくださいとか、例えば隣接者の方であった例ではパネルの角度もうちょっと変え緩やかにしてほしいなど。そういったものは調整できるはずだと思います。そういう部分は県の基準の中、事務処理要領の中にも出てくると思われる。

・区の役員は当然要請があれば出席するが、町の職員も出席すると思って良いか。

→出席する方向で考えたい。

・昨年町の上の方で、背の高いパネルを設置して下を耕せるような計画があったと思うが、ソーラーシェアリングもこの県条例が適用されるのか。

→県条例の本文中には出てこないが、県の条例が適用される。

ソーラーシェアリングについては条例に入れづらいということで、農業委員会の制度、農地法の制度で対応していくということで行われている。

会長：ご意見は以上ということでしょうか。

委員：なし

事務局：ご審議ありがとうございました。

ちょっとボリュームのあるご説明でしたけれどもまた活発なご意見もいただきましてありがとうございました。

またこちらの審議会の内容をホームページ等で公表させていただいていくようになります。

その他につきまして住民環境課から今後の事業の予定について少々ご説明させていただきます。

令和7年度の4月から今度ゴミの収集の関係でございますが、製品プラスチックの分別収集と、再商品化ということで始まります。

また来年度になりますけれども、その関係につきまして環境審議会の皆様方にはまた審議の方をお願いするかと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

閉会